



学習指導要領改訂の要点－小学校保健領域－ 植田誠治	1
学習指導要領改訂の要点－中学校保健分野－ 西岡伸紀	4
シリーズ 体育授業における「かかわり」を考える①	
よい体育授業を支える学級経営 清水 由	8

体育・保健体育に関する情報や、授業のヒントなどをお届けしてきた『小学校体育ジャーナル』、『中学校保健体育ジャーナル』は、今号から合本となり『体育・保健体育ジャーナル』となりました。小学校、中学校の枠組みを越えて、系統性を踏まえた指導が重視されている今日に対応し、これまでよりもさらに充実した内容で、指導や子どもたちの学びに役立つ情報をお届けしてまいります。

学習指導要領改訂の要点

－小学校保健領域－

聖心女子大学教授 ● 植田 誠治

1 保健で育成すべき資質・能力

新学習指導要領において、小学校体育科の教科の目標は次のように示されている。

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。

(2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。

(3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

〈「小学校学習指導要領解説体育編」p.17、下線は筆者による〉

新学習指導要領では、すべての教科を通じて育成を目指す資質・能力が明確にされており、体育科でもそれは変わらない。体育科保健領域においても、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱が重要ということになる。

小学校保健に関わって下線を引いたところ（筆者に



よる)の、「身近な生活における健康・安全について理解する」は、中学校・高等学校との系統性を意識して、基礎的・基本的な内容を実践的に理解することが意図されている。

「基本的な技能を身に付ける」については、間違えてはならないが、すべての内容にということではなく、「心の健康」、「けがの防止」の内容に関してのみである。またここでの「技能」は、「知識及び技能」として示されており、知識と切り離されたものではない。

「健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う」は、健康に関わる事象や情報などから自己の課題を見付けること、自己の健康課題について習得した知識及び技能を活用して、解決方法を考えるとともに、さまざまな解決方法の中からよりよい解決に向けて判断することを示し、さらにそれらを言葉や文章及び動作などで表したり、仲間や教師などに理由を添えて伝えたりすることが示されている。

「健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う」は、健康の大切さを認識し、健康の保持増進や回復等に主体的・協働的に取り組む態度や、健康で安全な生活を営むための実践力を育てることによって、現在及び将来の生活を健康で活気に満ちたものにすることを示している。

2 保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程の重視

小学校・中学校・高等学校を通じた保健の見方・考え方は、疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ、個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けることと考えられる。

小学校保健の見方・考え方としては、「特に身近な生活における課題や情報を、保健領域で学習する病気の予防やけがの手当の原則及び、健康で安全な生活についての概念等に着目して捉え、病気にかかったり、けがをしたりするリスクの軽減や心身の健康の保持増

進と関連付ける」(「小学校学習指導要領解説体育編」p.18)ことを意図している。

予防医学や公衆衛生学では、予防は、第一次予防(疾病予防や健康増進)、第二次予防(早期発見・早期治療)、第三次予防(治療・回復・リハビリテーション)に分けて考えられる。これらそれぞれの意味するところの違いを踏まえることと、病気や障害からの回復やリハビリテーション等といった第三次予防までを含んで考えることが必要である。

また、健康を身体的、精神的な側面はもちろん、それぞれの人が生活の質や生きがい、あるいは自己実現を果たす手段として捉えたり、健康づくりにおいては、健康を支える環境に目を向けたり、環境づくりを主体的に行うといった考え方も必要である。

さらに、病気にかかったり、けがをしたりするリスクを回避することに加えて、リスクの発生の可能性を下げたり、リスクが顕在化した際の影響の大きさを可能な限り小さくしたり、あるいはそれら両方の対策を行ったりといった考え方も必要である。

保健の見方・考え方の背景には、このような基礎的な概念があるといえよう。

3 小学校保健の指導内容

小学校保健の指導内容については、これまでの内容を踏襲する形で、「健康な生活(旧学習指導要領は「毎日の生活と健康」)」、「体の発育・発達(旧学習指導要領は「育ちゆく体とわたし」)」、「心の健康」、「けがの防止」及び「病気の予防」の五つの単元から構成されている。

このように単元は踏襲されているものの、新学習指導要領では、指導内容に関連して次のような改訂がなされている。

(1) これからの予測困難で変化の激しい社会を生き抜くためには、各教科等において「何を教えるか」という内容は引き続き重視されるが、その内容を通して「何ができるようになるか」が意識されており、保健においては、すべての単元で知識の内

容が事項として整理された。

- (2) 「心の健康」では、「心の発達並びに不安や悩みへの対処について理解するとともに、簡単な対処をすること」、そして「けがの防止」では、「けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること」というように、知識の内容に加えて技能の内容が事項として整理された。
- (3) すべての単元で、思考力・判断力・表現力等の内容が明示された。
- (4) 新学習指導要領解説では、思考力・判断力・表現力等の指導内容が例示された。

4 小学校保健における「主体的・対話的で深い学び」

児童が学習内容を自分の生活や社会のあり方と結び付けて深く理解し、健康・安全に関する「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を身に付け、生涯にわたり自ら主体的に学び続けるようにするために、学習の質の向上が求められている。

主体的な学び、対話的な学び、深い学びは、実際の授業において、それらを一体化し、あるいは相互に関連付けながら行われるものである。そういう前提を踏まえたうえで、あえてこの三つを特徴的に捉えると次のようになる。

小学校保健での「主体的な学び」とは、自ら健康・安全の意義を発見し、健康・安全についての興味や関心を高め、健康・安全の課題解決に取り組むという学習過程である。さらにこのような学習過程を振り返ったり、そして課題を修正したり、また新たな課題を設定して、その課題解決に取り組むといった学びである。

「対話的な学び」とは、健康・安全に関する課題解決に向けて、児童が他者との対話等を通じて、自らの考えを深め広げていく学習過程である。他者との意見や考えの交流を通して、新たな視点を得たり、生み出したりして、よりよい課題解決を目指す学びである。

「深い学び」とは、自らそして他者の健康・安全に関する課題を発見し、その課題を解決する過程で考えを深め、よりよい解決を目指す学習過程である。

新学習指導要領では、これらの学びの例示が各単元でなされている。その過程は、体験から感じ取ったことを表現したり、事実を理解し伝達したり、概念・法則・意図などを解釈、説明、活用したり、情報を分析、評価したり、課題解決について構想を立て実践しそれを評価したり、他者と考えを伝え合い自他ともに考えを発展させるものとなっている。

中学年の「健康な生活」と「体の発育・発達」の単元では、思考し、表現する過程が、高学年の「心の健康」「けがの防止」「病気の予防」の単元では、思考し、判断し、表現する過程が示され、発達段階が考慮されている点も見逃してはならない。

5 運動領域と保健領域の一層の関連

新学習指導要領では、運動領域において「保健領域との一層の関連を図った内容等について改善を図る」ことが示されている。

一方、保健領域において「運動領域と一層の関連を図った内容等について改善を図る」ことが示されている。

運動領域の内容の取扱いでは、次のように書かれている。

【第1学年及び第2学年】

各領域の各内容については、運動と健康が関わっていることについての具体的な考えがもてるよう指導すること。（「小学校学習指導要領解説体育編」p.65）

【第3学年及び第4学年】

各領域の各内容については、運動と健康が密接に関連していることについての具体的な考えがもてるよう指導すること。（「小学校学習指導要領解説体育編」p.110）

【第5学年及び第6学年】

各領域の各内容については、運動領域と保健領域との関連を図る指導に留意すること。（「小学校学習指導要領解説体育編」p.159）

第1学年及び第2学年に保健はない。しかし旧学習

指導要領では、「体ほぐしの運動」が位置付けられ、運動と健康の関わりが示されたが、新学習指導要領でも同様である。体を動かすことによって、汗が出たり、心臓の鼓動や呼吸が速くなったりすること、体を使って元気に運動することは、体を丈夫にし、健康によいことなどを、各領域において指導することを示している。

第3学年及び第4学年では、保健の「健康な生活と運動」及び「体の発育・発達と適切な運動」について学習したことを運動領域での学習に関連付けることを示している。特に「体の発育・発達」では、運動につ

いては、生涯を通じて骨や筋肉などを丈夫にする効果が期待されることの知識を習得し、それを運動領域の「体づくり運動」を通じて指導することが示されている。

第5学年及び第6学年では、「病気の予防」において、全身を使った運動を日常的に行うこと、運動は現在のみならず大人になってからの病気の予防の方法として重要であること、また「心の健康」の不安や悩みなどへの対処は、体ほぐしの運動と相互の関連を図って指導するものとすることが示されている。

学習指導要領改訂の要点

－中学校保健分野－

兵庫教育大学大学院教授 ● 西岡 伸紀

1 改訂の概要

新学習指導要領の「保健」においても、育成すべき資質・能力は「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3本柱である。保健体育科の目標では、それらの資質・能力を、「保健の見方・考え方を働かせ」、「課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程」を通して育成するとされる。また、指導内容については、「健康な生活と疾病の予防」等の内容が学年変更されたり、「がんの予防」等の新規の内容が追加されたりしている。思考力、判断力、表現力等の育成については、学習指導要領に新規に記載された事柄について、「中学校学習指導要領解説保健体育編」（以下、「解説」とする）において、新たに解説されている。さらに、資質・能力の育成のために「主体的・対話的で深い学び」が求められている。

以上について具体的に述べる。

2 保健体育科の目標

保健体育科の目標は、p.5の表1のとおりである。注目すべきと考えられる箇所に筆者が下線を付した。

目標の(1)～(3)では、各々「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」に対応して、育成が示されている。また資質・能力を育成するには、「保健の見方・考え方」を機能させること、課題発見、課題解決の「学習過程」を通して育成されることとしている。課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程とは、「個人生活における健康・安全の内容から自他の健康に関する課題を発見し、健康情報や知識を吟味し、活用して多様な解決方法を考えるとともに、これらの中から、適切な方法を選択・決定し、自他の生活に活用したりすること」とされている。

なお、目標における「技能」の扱いは限定的であり、ストレス対処や心肺蘇生法に関して取り上げられている。



3 保健の見方・考え方

「見方・考え方」はあまりに一般的でわかりづらいが、解説によれば、「各教科等の『見方・考え方』は、『どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか』というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものである」とされる。教科の特性が凝縮されたものと考えられる。保健における「見方・考え方」は「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え（＝見方）、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること（＝考え方）」とされる（（ ）内は筆者が追記）。

そのうち「リスク」とは、一般的に、好ましくない事象が発生する可能性と発生した場合の悪影響の大きさを指す。したがって、リスクの軽減とは、疾病等の発生の防止、発生した場合の被害等の軽減を併せたものと考えられる。疾病等のリスクの軽減は目新しいものではない。その内容は旧学習指導要領でも見られ、例えば、傷害の重症化を防ぐ応急手当、症状の緩和や副作用の防止のための医薬品の正しい使用はリスクの軽減に相当する。

「見方・考え方」と資質・能力とは双方向の関係にあると考えられる。保健体育科の目標によれば、「見方・考え方」を機能させることは、資質・能力の育成につながるとされ、「見方・考え方→資質・能力」の方向にある。一方、解説によれば、「見方・考え方」は、知識及び技能の活用、思考力等や学びに向かう力等の発揮により鍛えられるとされており、「資質・能力→見方・考え方」の方向もある。

4 指導内容の変更

「健康な生活と疾病の予防」は3学年に分割された。第1学年では、「健康な生活と疾病の予防」の「(ア)健康の成り立ちと疾病の発生要因」及び「(イ)生活習慣と健康」を扱う。(ア)は、小学校や高等学校の保健の最初の指導内容が健康やその成立要因であることから、中学校をそれらと整合させた意味もある。(イ)では「健康の増進には、年齢、生活環境等に応じた運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること（学習指導要領による）」について指導する。第2学年では、「(ウ)生活習慣病などの予防」であり、ここでは「生活習慣病などは、運動不足、食事の量や質の偏り、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れが主な要因となって起こる

表1 中学校保健体育科の目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

(「中学校学習指導要領解説保健体育編」p.24, 下線は筆者による)



こと。また、生活習慣病の多くは、適切な運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践することによって予防できること（学習指導要領による）」について指導する。「(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康」も第2学年に移動されたが、内容はあまり変わっていない。第3学年では「健康と環境」が第2学年から移動されたが、「(オ) 感染症の予防」は従来どおりで、「(カ) 健康を守る社会の取組」は、従来の「保健・医療機関や医薬品の有効利用」を含む内容となった。

新規の内容としては、「(ウ) 生活習慣病などの予防」に「がんの予防」があり、がんが取り上げられた。解説では、「がんは、異常な細胞であるがん細胞が増殖する疾病であり、その要因には不適切な生活習慣をはじめさまざまなものがあることを理解できるようにする。また、がんの予防には、生活習慣病の予防と同様に、適切な生活習慣を身に付けることなどが有

効であることを理解できるようにする」とある。がんの要因としては、生活習慣以外（例えばウイルス等）も想定されている。さらに、「㊦生活習慣病の予防」「㊧がんの予防」の内容と関連させて、「健康診断やがん検診などで早期に異常を発見できることなどを取り上げ、疾病の回復についても触れるように配慮するものとする。」とあり、一次予防に加え、早期発見や疾病の回復が取り上げられている。これらは見方・考え方の「リスクの軽減」に当たる。

5 思考力、判断力、表現力等

解説では、内容のまとめ（＝単元）ごとに、思考力等の具体的育成について述べられている。例えば、「心身の機能の発達と心の健康」では、「心身の機能の発達と心の健康（＝単元）に関わる事象や情報から

表2 保健体育における「主体的・対話的で深い学び」

- ・運動の楽しさや健康の意義等を発見し、運動や健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み、学習を振り返るとともにそれを考察し、課題を修正したり新たな課題を設定したりするなどの主体的な学びを促すこと。
- ・運動や健康についての課題の解決に向けて、生徒が他者（書物等を含む）との対話を通して、自己の思考を広げ深め、課題の解決を目指して学習に取り組むなどの対話的な学びを促すこと。
- ・習得・活用・探究という学びの過程を通して、自他の運動や健康についての課題を発見し、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決するなどの深い学びを促すこと。

（「中学校学習指導要領解説保健体育編」p.230より作成）

表3 「主体的・対話的で深い学び」を進める際の留意点

- ・従来の指導方法の否定や全く異なる指導方法の導入ではなく、蓄積された多くの実践を活かす。
- ・授業の方法、技術の改善のみならず、主体的等の学びの視点で資質・能力を育むためのもの。
- ・主眼は通常の学習活動の質の向上（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）。
- ・毎時の授業ではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で実現するもの。
- ・深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要。
- ・基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得も重視。

（「中学校学習指導要領解説保健体育編」p.4より作成）

課題を発見し、疾病等のリスクを軽減したり、生活の質を高めたりする視点から、解決方法を考え、適切な方法を選択し、それらを伝え合うことができるようにする。」とある。具体例としては、〈例示〉があり、各内容のまとまりを通して、以下のように例が示されている（下線は筆者による）。

〈例示〉

- ・心身の機能の発達と心の健康【単元全体】における事柄や情報などについて、保健に関わる原則や概念を基に整理したり、個人生活と関連付けたりして、自他の課題を発見すること。
- ・心身の機能の発達【1個以上の小単元】について、習得した知識を自他の生活に適用したり、課題解決に役立てたりして、発達の状況に応じた健康を保持増進する方法を見いだすこと。
- ・欲求やストレスとその対処【1個以上の別の小単元】について、習得した知識や技能を自他の生活と比較したり、活用したりして、心身の健康を保持増進する方法やストレスへの適切な対処の方法を選択すること。
- ・心身の機能の発達と心の健康【単元全体】について、課題の解決方法とそれを選択した理由などを、他者と話し合ったり、ノートなどに記述したりして、筋道を立てて伝え合うこと。

（「中学校学習指導要領解説保健体育編」p.218～219、【 】内と下線は筆者による）

6 主体的・対話的で深い学び

「主体的・対話的で深い学び」は、資質・能力を身に付け、一生学び続けるための授業の在り方として目指されているが（p.6 表2）、行う際の留意点を整理するとp.6の表3のようになる。留意点によれば、

「主体的・対話的で深い学び」は、従来の指導方法の否定や全面的な改訂ではなく、従来からの実践を、生かしたり質を向上させたりするものとされる。また、指導の目標は、方法論としての「主体的・対話的で深い学び」ではなく、あくまでも保健分野の資質・能力の育成であることが強調されている。

なお、「主体的・対話的で深い学び」は特定の指導方法を勧めるものではないと言いつつも、解説の「第3章 指導計画の作成と内容の取扱い」では、「自他の健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫」の例が示されている。具体的には、「生徒の内容への興味・関心を高めたり、思考を深めたりする発問を工夫すること、自他の日常生活に関連が深い教材・教具を活用すること、事例などを用いたディスカッション、ブレインストーミング、心肺蘇生法などの実習、実験、課題学習などを取り入れること、また、必要に応じてコンピュータ等を活用すること、学校や地域の実情に応じて、保健・医療機関等の参画、養護教諭や栄養教諭、学校栄養職員などとの連携・協力を推進することなど」である。指導方法は、指導のねらいや内容、時間等を考慮して選択されるものであり、杓子定規に使われるべきではないが、授業の質の改善策の選択肢の一つと捉えてはどうか。

【参考文献】

- 1) 西岡伸紀, 移行期の「保健体育〈保健〉」実践ガイド, 天笠茂監修, 中学校 全面実施につながる移行措置実践ガイド, 80-81, 教育開発研究所, 2018
- 2) 渡邊正樹, 「保健分野」内容の考え方, 佐藤豊編著, 平成29年度版中学校新学習指導要領の展開 保健体育編, 50-55, 明治図書, 2017
- 3) 国立教育政策研究所, 国研ライブラリー 資質・能力 [理論編], 東洋館出版, 2016

シリーズ 体育授業における「かかわり」を考える①

よい体育授業を支える学級経営

筑波大学附属小学校教諭●清水 由

1 はじめに

「やったー！できたー！」

「やったね！頑張ったね！」

体育の授業中、子どもたちの喜ぶ声が響き渡る。授業のまとめの感想では、

「○○くんがずっとできていなかったのに頑張っていて偉かった。」

「□□さんができなくて悩んでいたのを、△班のみんなは優しく教えてあげていてよかった。」

「◇◇くんは、私ができるようになるようにお手伝いしてくれた。」

といった褒め合い・認め合う姿を見ることができる。

こんな学習集団をつくっていききたいと学級担任として思います。

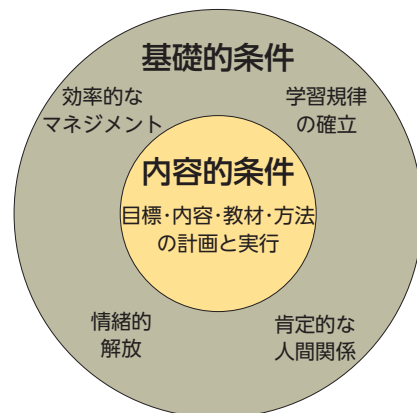
学級経営と体育授業は、その関係性について論じられることがたびたびあります。学級経営の優れた教師の体育授業は子どもたちの雰囲気が良いといわれたり、子どもたちが成果を上げている体育授業は学級の雰囲気も良いといわれたりすることがあります。一緒に運動し、共に考え支え合いながらできなかったことができるようになった集団は、当然、よい関係になり学級経営により影響を与えます。

しかし、体育授業は「両刃の剣」ともいわれています。子どもたちの学習成果が上がるよい授業を行っていれば学級集団はよい雰囲気になっていきますが、学習成果の上がない授業を行っていると、その逆もありえるということです。体育の授業は「できる・できない」が明確になるため、他教科と比べて子どもたちにとってリアリティのある時間となっています。学び合う中でリアリティのある関係性を発揮する体育授業では、学級経営のレベルから子どもたちの関係性を大切にしていく必要があります。

2 よい体育授業の条件

図1は、高橋¹⁾が示した子どもから見た「よい体育授業を成立させる条件」の図です。「基礎的条件」と「内容的条件」の二重構造となっています。

図1 よい体育授業を成立させる条件

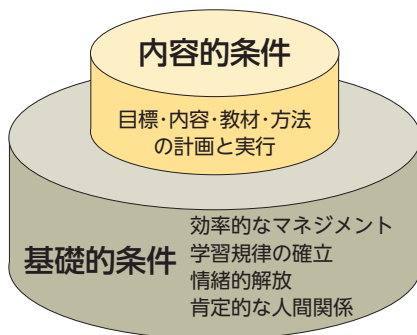


授業の目標、内容、教材、方法は、よい授業を実現するための重要な内容的条件となります。これらの内容的条件については、これまでにさまざまな考え方や方法が主張されてきていますが、そういった考え方や形式に関係なく、全ての授業に要求される条件が、基礎的条件です。学習規律、マネジメント、肯定的な人間関係、情緒的解放といった体育授業を円滑に進めるための条件です。私は、この図を立体的にして少し角度をつけてみるとわかりやすくなるのではないかと考えています。それが図2 (p.9) です。2段重ねのウェディングケーキのようなイメージです。基礎的条件の上に内容的条件が乗っています。基礎的条件という土台が内容的条件をしっかりと支えるのです。つまり、学習規律、マネジメント、肯定的な人間関係、情緒的解放という条件の上に目標、内容、教材、方法という条件が重なって、よい体育授業が成立するという図になります。どんなに学習規律をしっかりと、



効率のよいマネジメントを行い、よい雰囲気です授業を行うように努めたとしても、学習内容がつまらないものであったり教材が子どもたちに合うものでなければ子どもたちの意欲は高まりません。逆に、どんなに理想的な授業論理や教材であったとしても、授業の基礎的条件が整っていなければ、よい体育授業は具現化しないということになります。

図2 よい体育授業を成立させる条件の立体構造



3 よい体育授業を支える「信頼関係」

学級経営は、全ての教科・領域の授業を円滑に進めるための礎となります。体育授業の基礎的条件は、学級経営の観点ともなりえます。普通の学級経営でしっかりと基礎的条件を成り立たせておくことで、体育授業はもちろん他教科の授業でもよい授業となる可能性が高まります。

いつの頃からか、授業を成立させることが難しく学級崩壊することが多いという話題があちこちで聞かれるようになりました。四つの条件のうち、特に「肯定的な人間関係」が問題の要になっているのではないかと考えられます。学級経営は「信頼関係づくり」です。信頼関係がある程度成立すれば、肯定的な人間関係といったよい雰囲気は醸し出されていきます。

本稿では、よい体育授業を根幹で支える、肯定的なよい雰囲気をつくるための「信頼関係づくり」に焦点を当てて具体的に例を述べていきたいと思います。

学級の雰囲気は教師のパーソナリティが大きな影響力を持つといわれています。教師のパーソナリティ（明るい、サッパリなど）が子どもたちに好意的に見

られるようであれば、学級の雰囲気は自然とよくなるということです。しかし、現実を考えると、全ての教師が学級の雰囲気をよくするパーソナリティであるということはありません。学級の雰囲気は、教師のパーソナリティにかかわらず、教授技術でよくしていくことができると考えています。それは信頼関係をつくる教授技術といえます。

4 信頼関係をつくる教授技術

学級経営の根幹となる信頼関係には、教師と子ども（教師と保護者）の信頼関係と、子ども同士の信頼関係があります。学級経営を円滑に進めていくにはまず、教師と子ども（教師と保護者）の信頼関係を築いていかなければなりません。子ども（保護者）から信頼を得るためのポイントは二つあると考えます。

- 子どもの話を最後までしっかり聞いて受け止める。
- しっかり子どもを見て、見守っているということ子どもにわかるように伝える。

当たり前のことですが、日常的に子どもたちの話をしっかり聞くという教師のスタンスが重要です。特に、けんかが起きたときには、教師がどのような対応をするかによって子どもたちから信頼を得られるかどうかが決まってきます。頭ごなしに一方的にしかったり、けんか両成敗と言って双方の責任にしたり、長時間説教をしたりすることは、信頼を失うことにつながる所以需要です。子どもが「先生は僕（私）の話をしっかりと聞いてくれる、気持ちをわかってくれる」という思いを持てるような対応をするように心がけます。

私の経験も振り返りながら、もう少し具体的に示したいと思います。基本的には、教師も含めてお互いの気持ちを理解し合えるようにもっていきます。例えば、けんかが起きたときは、その過程を聞き出すことから始めます。このとき注意しなければならないのは、今起きているけんかの過程を聞き出すようにする



ことです。気を付けていないと、子どもは（かなり）以前の話を持ち出してくることがあります。確かに学校生活を共にしているのです、根本的な原因が日常の中にあることも多々あります。しかし、以前の話を持ち出したらきりがないので、その場では以前の話を受け止めながらも、今起きたけんかの話に限定するようにします。また、双方にとっての事実がそれぞれの思いによって異なることも多いため、一人ずつ話を聞くようにします。一方の子が最後まで話し終えたら「今の話に違うところはない？」と、もう一方の子から補足や反対の意見をもらうようにします。その結果、双方の見解が食い違っても（双方とも自分が正しいと思っているため）、「どちらの言葉も信じるよ。」と言って受け入れてあげます。

また、一方の話を聞いていると、もう一方が途中で口を挟んでくるが多々あります。それは必ず止めるようにします。途中で口を挟むことで、再び口げんかを始めてしまうからです。周りで見ていた子にも基本的には一切話をさせません。あまりにも言うことが食い違っている場合にだけ、見ていた子に話を聞いてもよいでしょう。

けんかの過程を把握できたら、どちらの子がきっかけなのかわかります。そのきっかけとなった子に、そのように行動した理由を聞きます。大きく、故意の場合と故意ではない場合のどちらなのかを意識して聞くようにします。故意である場合の理由の多くは、ふざけてしまったとか、その子の気を引きたかったといったことです。故意でない場合は、理由をすぐに言える子と言えない子がいますが、自分の思いを優先して、周りが見えずにけんかのきっかけをつくってしまったという理由が多くあります（ゲームに勝ちたいとか、点やボールをとりたい、自分が楽しみたいなど）。どちらの場合でも相手のことが嫌いでやったわけではない（故意であれば、むしろ好意の裏返し）というところで落として、これからの話、つまり未来の話へと入っていくようにします。それは、今後、お互いにやってほしくないことを言い合うようにするというです。そして、お互いにやってほしくないことをしないように気を付けて行動する約束をさせます。すぐに改善するような劇的な変化は見せないかもしれ

ませんが、積み重ねていくことが大事です。双方が約束したことについては、教師も気を付けて見守っていくことを約束します。

このようなけんかの対応で問題となるのは時間です。授業中では難しいのですが、学校生活全体やその場の状況から、話し合う時間を休み時間にしっかりとるか、その場で対応するかを判断しなくてはなりません。授業中に時間がないときは、後できちんと話を聞くことを伝えます。

こういった教師の対応を周りの子は常に見ています。話を聞いてくれるのか、頭ごなしなのか、曖昧なまま済ませてしまうのかといったことを子どもたちは見て、信頼できる大人なのかどうかを判断していきます。こういった一人一人を大切に丁寧な対応を積み重ねていくことが、子どもたちの信頼を得ることにつながり、しいては保護者の信頼へとつながります。教師を信頼する子どもたちは、学級の中で安心感を持ってのびのびと過ごすことができ、学級全体がよい雰囲気になっていきます。話をきちんと聞いてくれるという土壌があることによって、自分の意見をしっかりとと言えるようになっていきます。

ただ、授業で話し合いや教え合いを行うと、その多くはできる子がまだできていない子に教える（わかっている子がわかっていない子に教える）という一方通行になってしまいがちだということです。それがよくないということではないのですが、いつもそればかりだと関係性がラベリングされてしまう可能性があります。

体育授業では、体を動かした結果としてのパフォーマンスから、その事実を指摘し合うことで一方通行にならずに教え合えると考えています。それでも、言い合える雰囲気がなければその指摘もしづらくなってしまいます。

目指すべきは、しっかりと言い合う雰囲気をつくることによって、子どもたちがわからないことを「わからない」、できないことを「できない」と言えるようになることです。

次に、子ども同士の信頼関係づくりについてです。子ども同士をかかわらせるために、教師は子どもの日常の動きをよく見るようにします。子どもの動きを見

ていると、必ず誰かのために動いている子がいます。例えば、給食をこぼした子がいたときにすぐに雑巾を持ってきて一緒に片付けをしてくれたり、下駄箱で混み合ってしまったときに他の子がスムーズに動けるように少し離れて待っていたりするといったことです。こういった誰かのために動くことを、教師が学級全体に価値付けをしてあげます。特に、お手伝いをしてあげたり励ましの声をかけてあげたりといった直接的な行動はわかりやすく、子どもたちでも気付きますが、他の子のために離れて待つとか狭いところをすれ違うのに道をあけてあげるといったようなさりげない行動は、子どもたちには気付きにくく、教師が価値付けをしてあげることにかかわるきっかけをつくることができます。自分の行動を価値付けられた子はもちろん、その行動をしてもらった子もうれしくなって双方の雰囲気はよくなります。また、そういった行動の価値を知った他の子どもたちも同様な行動をとろうとしたり、それを越えて誰かのために動こうとしたりします。教師は、さらによく見てどんどん価値付けをしていきます。すると、子どもたちは見守ってもらっているという安心感を持つようになり、子ども同士の雰囲気も肯定的になっていきます。

一見、体育授業と直接関わりがない話が続いたように思えますが、このようなことを積み重ねていくことで、よい体育授業を支える信頼関係が築かれていきます。

子ども同士の信頼関係を築くには、一緒に何かに取り組むことで伸びを実感することを積み重ねていくことが大切になります。教師は、授業の中で子ども同士が「かかわり」合うことで成果が上がるように「しかけ」を考えていく必要があります。体育は、伸びを実感しやすい教科なので、信頼関係を築いていくには、最も適した教科だといえます。

体育授業での「かかわり」は、言葉によるかかわりと身体によるかかわりの大きく二つに分けることができると考えます。

言葉によるかかわり	身体によるかかわり
①応援 ②助言、教え合い ③話し合い	①補助 ②心身の同調

言葉によるかかわりは、①応援 ②助言、教え合い（数の教え合い、ポイントやコツの教え合いなど）③話し合い（作戦会議、作品づくりなど）などです。他教科でも同様な学びが期待できるので、相互に関連付けて考えていくとよいと思います。また、身体によるかかわりは①補助 ②心身の同調（動きを合わせる、協力する、口伴奏など）などです。この「身体によるかかわり」は、直接的で子どもたちにとってリアリティのある学びとなります。このかかわりこそが「深い」かかわりであり、体育科独自の学びといえます。体育授業を考えるとときに教師は、これらの視点から「かかわり」を「しかけ」ていくことが重要となります。

「しかけ」とは、授業の中で子どもたちがそのような「かかわり」をするような場面を設定するということです。例えば、言葉によるかかわりを意図するには、授業の中で子どもたちが「応援」をしたくなるような場面をつくったり、「応援」を促すような言葉かけをしたりするといったことです。また、「教え合い」や「話し合い」は、学級によっては他の教科や領域との関係で「型」を決めていることもあるかと思われます。子どもたちに、ただ「話し合いなさい」と言ってもなかなか話し合いにならないことが多いからです。その「型」を体育授業でも活用することで、内容について考えやすくなります。ただし、「型」に縛られないように気を付けておく必要はあります。

また、身体による「かかわり」を意図するために、「補助」が必要な教材や子ども同士で「心身の同調」（息や気持ち・動きを合わせること）をしなければならない場面のある教材で単元を考えることも重要です。これらは特に、体育科独自の「かかわり」という点で非常に重要だと考えています。

具体的な例については、次の機会に詳細を示させていただきます。

【参考文献】

- 1) 高橋健夫, 「優れた体育授業を実現するための指導法に關する実証的研究」平成4・5年度文部科学省研究費研究成果報告書 1995年

気になる子もいっしょに

体育ではじめる 学級づくり

ソーシャルスキルのつまずきを
学級経営に生かす応援プラン

109

編著：阿部 利彦（星槎大学大学院）
清水 由（筑波大学附属小学校）
川上 康則（東京都立矢口特別支援学校）
ほかにも現役教員 8 名が実践例を紹介！

「学び合い」の実現
に欠かせない
スキルを育む！



自分の意見に固執して譲らない、仲間につきつい言葉
かける、ルールを自己中心的に変えてしまう……。
通常学級の体育授業で見られるソーシャルスキルの
つまずき54場面、著者の実践にもとづいた具体的な
解決の手だてを「応援プラン」として109プラン紹介。
仲間とかかわり合いながら学ぶ場面がたくさんある体
育授業を通して、子どもたちの対人関係のスキルを育て、
「共に学び、共に育ち合う学級づくり」を展開するた
めのヒントが詰まった1冊です！

定価：本体 1,800 円＋税／判型：B5 判・144 ページ・オールカラー
ISBN：978-4-05-800815-7



イラストが豊富！
著者の実例！
読んで、見て、
わかりやすい！

好評発売中！

気になる子の体育

つまずき解決BOOK

授業で
生かせる
解決アイデア
満載！

編著：阿部 利彦（星槎大学大学院）
清水 由（筑波大学附属小学校）
川上 康則（東京都立矢口特別支援学校）
小島 哲夫（那覇市立城北小学校）
ほかにも現役教員 5 名が実践例を紹介！

通常学級の体育で
気になる52事例を
ピックアップ。

苦手・つまずきの
解決に向けた具体的な
実践を135例紹介。

イラストが豊富で、
見てわかりやすい！



定価：本体 1,800 円＋税
判型：B5 判・152 ページ・オールカラー
ISBN：978-4-05-406295-5

問い合わせ先

(株)学研教育みらい TEL03-6431-1151

学研・教科の研究

体育・保健体育ジャーナル

第1号

『小学校体育ジャーナル』(通巻88号)

『中学校保健体育ジャーナル』(通巻114号)

平成30(2018)年4月発行

発行人…渡邊洋二

編集人…近藤茂

発行所…株式会社 学研教育みらい

デザイン…宮塚真由美

表紙イラスト…丸山誠司

印刷所…廣済堂

- お問い合わせは、「学校教育事業本部」へ 〒141-8416 東京都品川区西五反田2-11-8 学研ビル 内容については▶TEL. 03-6431-1568 (編集) それ以外のことは▶TEL. 03-6431-1151 (販売) 「学研 学校教育ネット」 <http://gakkokyoiku.gakken.co.jp/>
- 「体育・保健体育ジャーナル」のPDF版は、上記ホームページから。
- 電子版(iOS用)は、「ブックビヨンド」から。